

## 義援金の申請はお済みですか

まちづくり推進課 復興推進グループ ☎ 27-3179

胆振東部地震で被災した住宅と宅地を修繕した場合に義援金を支給しています。

### 住宅修繕

#### 対象

外装、内装、床、ドア、浴槽、トイレ、電気配線工事、水道配管工事などの修繕費用が1万円以上の場合  
 ※家財、物置、舗装工事、外構工事などは対象外  
 ※被災住宅応急修理の支給を受けている人は、その分を控除して算定

#### 支給額

全壊、大規模半壊、半壊	限度額60万円
一部損壊	限度額30万円

※万円未満切り捨て

### 宅地修繕

#### 対象となる費用

宅地の流入土砂撤去や宅面の亀裂修繕などの費用が1万円以上の場合

#### 支給額

限度額10万円 ※万円未満切り捨て

#### 必要書類等

- ①預金通帳の写し
- ②申請者本人が確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）
- ③り災証明書（り災者区分が「物件居住者」になっているもの）
- ④修繕の内容が確認できるもの（見積書・請求書・契約書など）
- ⑤領収書
- ⑥被災住宅応急修理の証明書（被災住宅応急修理制度を利用した人）

#### 申請期限

令和6年3月29日(金)まで

※すでに修繕工事が終了した場合でも申請は可能です。  
 ※町集落アドバイザー等が、義援金の申請が終わっていないお宅を訪問し、申請のお手伝いをさせていただく場合がありますのでご理解をお願いします。

## 地域スポーツ支援

町体育協会事務局(役場内) ☎ 27-2321

町体育協会では地域住民の体力づくりや親睦を深める事業に対して経費の一部を助成します。

#### 対象事業

- ①自治会が主催するパークゴルフ等のスポーツ大会
- ②自治会として参加する集まりンピック
- ③定期的開催する健康体操等（子どもが夏休みに行うラジオ体操は除く）
- ④その他、会長が認めるもの

#### 助成額・回数

1万円(上限)  
 原則として各自治会年度1回

#### 提出書類

申請書

## 空き家の適切な維持管理を

建設課 都市施設グループ ☎ 27-2325

所有者は、周囲の環境に配慮した管理をお願いします。

適切な維持管理が行われずに放置されているような空き家は、周囲にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。

空き家が原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、その責任を問われることもあります。空き家の所有者や管理者は、適切な維持管理をお願いします。

家屋の修繕や撤去、リフォーム、バリアフリー、新築など、住まいや暮らしに関わる助成制度について、お気軽にご相談ください。



## 土地取引の届け出

まちづくり推進課 都市計画グループ ☎ 27-3179

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引契約をした場合は届け出が必要です。

#### 届け出の対象となる面積

- ・市街化区域：2000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域内：5000㎡以上
- ・都市計画区域外：1万㎡以上

#### 届け出者

土地の権利取得者（買主等）

#### 届け出期限

契約締結日から2週間以内  
 ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力ください。

#### 提出書類（各3部）

- 土地売買等届出書
- ・土地売買等契約書の写し
- ・土地及びその付近の状況を明らかにした図面(※1)
- ・土地の形状を明らかにした図面
- ・委任状（代理人が届け出する場合）
- (※1)縮尺5千分の1以上

#### 罰則

届け出をしないと法律で罰せられることがあります。  
 ※詳細は、町ホームページをご覧ください。

## 子育てポイント還元事業

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872

子どもの医療費とこども園の利用者負担額をあつまるポイントで還元しています。

### 医療費の還元

#### 還元対象

病院に支払った子どもの医療費（一部負担金）

#### 還元額

全額（予防接種などの保険外負担金は含まない）  
 ※医療費が高額療養費の対象になる場合、高額療養費相当額を控除した額を還元  
 ※こども園や学校、放課後児童クラブなどで負傷し、災害共済給付の対象となる場合は、給付額を控除した額を還元  
 ※乳幼児は、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)が対象で、医療費助成の対象となる場合は、医療費助成額を控除した額を還元

#### 対象者

町内に住所がある0～18歳(高校生)までの子どもの保護者

#### 申請に必要なもの

領収書(発行から2年以内のもの)  
 あつまるカード(アプリも可)

### こども園利用者負担額の還元

#### 還元対象

町内のこども園の利用者負担額(保育料)  
 ※延長保育利用料、一時預かり保育料、給食費は対象外

#### 還元額

2割

#### 対象者

町内のこども園に通う子どもの保護者

#### 申請に必要なもの

領収書  
 あつまるカード(アプリも可)